

山形県における運動 部活動改革について

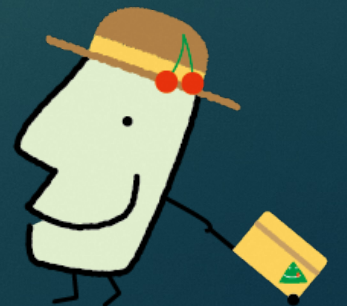
山形県教育庁スポーツ保健課
(学校体育・生涯スポーツ担当)

本日の説明内容

2

- 1.山形県の部活動における現状と課題について
- 2.実践研究校の現状・成果・課題について
- 3.山形県の部活動改革のイメージについて
- 4.今後のスケジュールについて

山形日和。



1.山形県の部活動における 現状と課題について



運動部活動の現状

山形県における運動部活動の在り方に関する方針 (H30.12山形県教育委員会)



山形県における運動部活動の在り方に関する方針
中学校・特別支援学校中学部編

平成30年12月
山形県教育委員会

山形県における運動部活動の在り方に関する方針 概要版

部活動の意義

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動です。

特に、運動部の活動は、スポーツに興味と関心のある同好の生徒が、スポーツを通じた交流や、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進も図り、極めて効果的な活動です。

1 適切な運営のための体制整備

- ◆運動部活動方針の策定
- ◆指導・運営に係る体制の構築
- ◆外部人材の確保
- ・リーダーバンクやまがたの活用

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み

- ◆生徒の心身の健康管理と事故防止
- ◆指導者の体罰、ハラスメントの根絶
- ◆指導者の資質向上、各種手引きの活用

設置者の取組み

- ◆部活動の在り方に関する方針を策定
- ・部活動指導員の任用、研修会の開催等
- ◆学校や地域の実態に応じた地域スポーツ団体との連携
- ・民間事業者の活用によるスポーツ環境の整備等

方針の目的

- ◎生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築
- ◎教員の働き方改革の推進

3 適切な運動部活動の運営

| | 中学校 | 高等学校 |
|-----------------|------------------------|------|
| 週あたりの休養日 | 平日1日以上、週休日(土・日曜日)1日以上 | |
| 1日の活動時間 | 平日2時間程度、週休日等3時間程度 | |
| 始業前練習 | 禁止 | |
| 保護者会主催の練習会 | 主催しないよう理解と協力を求める | |
| 部活動を補完するクラブ等の活動 | 部活動の活動時間と併せて上記基準内とすること | |



4 運動部活動における事故防止

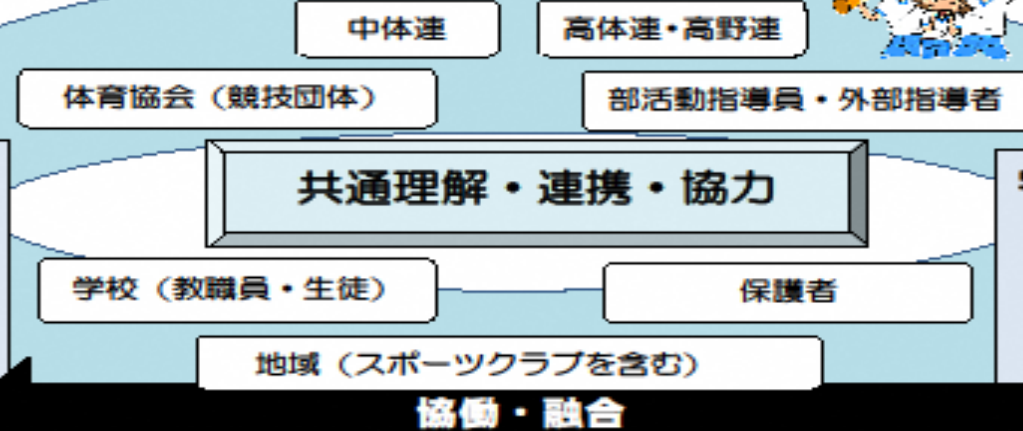
- ◆活動前・活動中・荒天時における配慮事項
- ◆事故発生時の連絡体制と応急手当

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- ◆合同部活動、拠点校の体制整備
- ◆学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境の整備

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- ◆複数校合同チームの大会参加等の在り方を検討
- ◆各学校の運動部が参加する大会の精査



学校の取組み

- ◆部活動の在り方に関する方針を策定
- ・部活動運営委員会(仮称)の設置
- ・活動方針及び活動計画等を学校のHPへ掲載する等
- ・運動部活動顧問は活動計画等を定期的に校長に提出する等

部活動の意義★

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動です。

運動部活動の意義について

部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりすることができる。

学校教育の一環として、「生きる力」の育成

生涯スポーツの振興

自主性・社会性の涵養

個性の伸長

運動部活動の意義★

特に、運動部の活動は、スポーツに興味と関心のある同好の生徒が、スポーツを通じた交流や、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動です。

部活動の意義

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動です。

特に、運動部の活動は、スポーツに興味と関心のある同好の生徒が、スポーツを通じた交流や、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動です。

1 適切な運営のための体制整備

- ◆運動部活動方針の策定
- ◆指導・運営に係る体制の構築
- ◆外部人材の確保
- ・リーダーバンクやまがたの活用

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み

- ◆生徒の心身の健康管理と事故防止
- ◆指導者の体罰、ハラスメントの根絶
- ◆指導者の資質向上、各種手引きの活用

設置者の取組み

- ◆部活動の在り方に関する方針を策定
- ・部活動指導員の任用、研修会の開催等
- ◆学校や地域の実態に応じた地域スポーツ団体との連携
- ・民間事業者の活用によるスポーツ環境の整備等

方針の目的

- ◎生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築
- ◎教員の働き方改革の推進

3 適切な運動部活動の運営

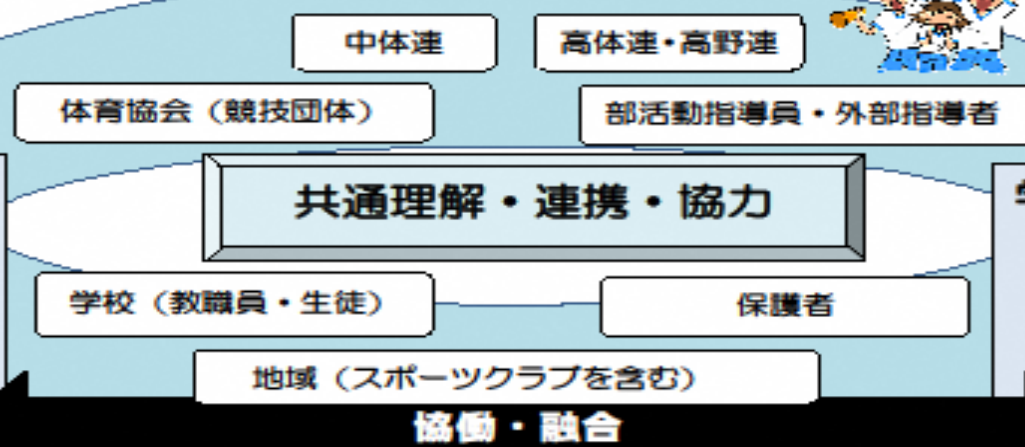
| | 中学校 | 高等学校 |
|-----------------|------------------------|------|
| 週あたりの休養日 | 平日1日以上、週休日(土・日曜日)1日以上 | |
| 1日の活動時間 | 平日2時間程度、週休日等3時間程度 | |
| 始業前練習 | 禁止 | |
| 保護者会主催の練習会 | 主催しないよう理解と協力を求める | |
| 部活動を補完するクラブ等の活動 | 部活動の活動時間と併せて上記基準内とすること | |



- 4 運動部活動における事故防止
- ◆活動前・活動中・荒天時における配慮事項
 - ◆事故発生時の連絡体制と応急手当

- 5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備
- ◆合同部活動、拠点校の体制整備
 - ◆学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境の整備

- 6 学校単位で参加する大会等の見直し
- ◆複数校合同チームの大会参加等の在り方を検討
 - ◆各学校の運動部が参加する大会の精査



学校の取組み

- ◆部活動の在り方に関する方針を策定
- ・部活動運営委員会(仮称)の設置
- ・活動方針及び活動計画等を学校のHPへ掲載する等
- ・運動部活動顧問は活動計画等を定期的に校長に提出する等

方針の目的★

10

□生徒にとって望ましいスポーツ環境
の構築

□教員の働き方改革の推進



部活動の意義

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動です。

特に、運動部の活動は、スポーツに興味と関心のある同好の生徒が、スポーツを通じた交流や、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びと味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動です。

1 適切な運営のための体制整備

- ◆運動部活動方針の策定
- ◆指導・運営に係る体制の構築
- ◆外部人材の確保
- ・リーダーバンクやまがたの活用

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み

- ◆生徒の心身の健康管理と事故防止
- ◆指導者の体罰、ハラスメントの根絶
- ◆指導者の資質向上、各種手引きの活用

設置者の取組み

- ◆部活動の在り方に関する方針を策定
- ・部活動指導員の任用、研修会の開催等
- ◆学校や地域の実態に応じた地域スポーツ団体との連携
- ・民間事業者の活用によるスポーツ環境の整備等

方針の目的

- ◎生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築
- ◎教員の働き方改革の推進

3 適切な運動部活動の運営

| | 中学校 | 高等学校 |
|-----------------|------------------------|------|
| 週あたりの休養日 | 平日1日以上、週休日(土・日曜日)1日以上 | |
| 1日の活動時間 | 平日2時間程度、週休日等3時間程度 | |
| 始業前練習 | 禁止 | |
| 保護者会主催の練習会 | 主催しないよう理解と協力を求める | |
| 部活動を補完するクラブ等の活動 | 部活動の活動時間と併せて上記基準内とすること | |



4 運動部活動における事故防止

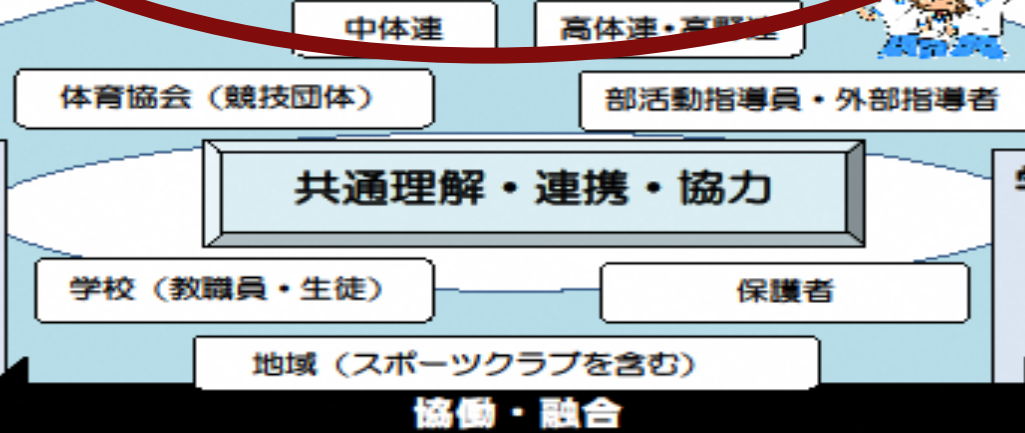
- ◆活動前・活動中・荒天時における配慮事項
- ◆事故発生時の連絡体制と応急手当

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- ◆合同部活動、拠点校の体制整備
- ◆学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境の整備

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- ◆複数校合同チームの大会参加等の在り方を検討
- ◆各学校の運動部が参加する大会の精査



学校の取組み

- ◆部活動の在り方に関する方針を策定
- ・部活動運営委員会(仮称)の設置
- ・活動方針及び活動計画等を学校のHPへ掲載する等
- ・運動部活動顧問は活動計画等を定期的に校長に提出する等

適切な部活動の運営

12

| | 中学校 | 高等学校 |
|---------------------|-------------------------------------|------|
| 週あたりの休養日 | <u>平日1日以上、週休日（土・日）1日以上</u> | |
| 1日の活動時間 | <u>平日2時間程度、週休日3時間程度</u> | |
| 始業前練習 | 禁止 | |
| 保護者会主催 の練習会 | <u>主催しない</u> よう理解と協力を求める | |
| 部活動を補完する クラブ等の活動 | <u>部活動の活動時間と併せて 上記基準内</u> とすること | |

山形県の部活動方針に則った活動とは★

13

- ▶ 平日の活動時間は2 h程度、月～金のうちいずれか1日は休養日
- ▶ 土日の活動時間は3 h程度、土日のいずれか1日が休養日

※大会・練習試合・合宿等の特別な場合を除く

県内中学校・高校はこれを遵守している状況

適切な部活動の運営

14

| | 中学校 | 高等学校 |
|-----------------|--------------------------------|------|
| 週あたりの休養日 | <u>平日1日以上、週休日（土・日）1日以上</u> | |
| 1日の活動時間 | <u>平日2時間程度、週休日3時間程度</u> | |
| 始業前練習 | 禁止 | |
| 保護者会主催の練習会 | <u>主催しない</u> よう理解と協力を求める | |
| 部活動を補完するクラブ等の活動 | <u>部活動の活動時間と併せて上記基準内</u> とすること | |

顧問から見る部活動の課題★ (R3実態調査より)

15

- ▶ 部活動指導時間は勤務時間外が多い
- ▶ 部活動指導により教材研究等の時間がとれない
- ▶ 特に土日の大会や練習試合引率で家庭や自分の時間を犠牲にしている状況が続く状況
- ▶ 専門的な指導ができない顧問は生徒のニーズに
応えられないことが苦痛
- ▶ 顧問であるため、競技団体等主催大会の役員も
させられる

部活動の意義

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動です。

特に、運動部の活動は、スポーツに興味と関心のある同好の生徒が、スポーツを通じた交流や、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動です。

1 適切な運営のための体制整備

- ◆運動部活動方針の策定
- ◆指導・運営に係る体制の構築
- ◆外部人材の確保
- ・リーダーバンクやまがたの活用

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み

- ◆生徒の心身の健康管理と事故防止
- ◆指導者の体罰、ハラスメントの根絶
- ◆指導者の資質向上、各種手引きの活用

設置者の取組み

- ◆部活動の在り方に関する方針を策定
- ・部活動指導員の任用、研修会の開催等
- ◆学校や地域の実態に応じた地域スポーツ団体との連携
- ・民間事業者の活用によるスポーツ環境の整備等

方針の目的

- ◎生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築
- ◎教員の働き方改革の推進

3 適切な運動部活動の運営

| | 中学校 | 高等学校 |
|-----------------|------------------------|------|
| 週あたりの休養日 | 平日1日以上、週休日(土・日曜日)1日以上 | |
| 1日の活動時間 | 平日2時間程度、週休日等3時間程度 | |
| 始業前練習 | 禁止 | |
| 保護者会主催の練習会 | 主催しないよう理解と協力を求める | |
| 部活動を補完するクラブ等の活動 | 部活動の活動時間と併せて上記基準内とすること | |



4 運動部活動における事故防止

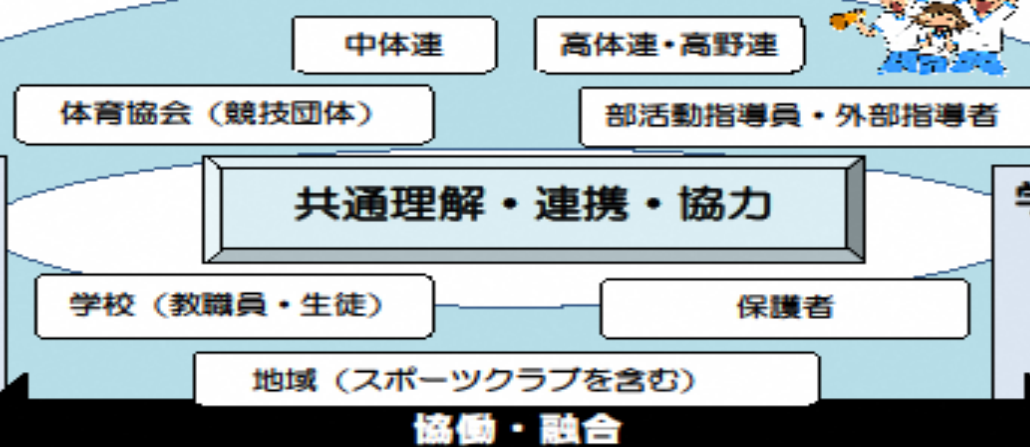
- ◆活動前・活動中・荒天時における配慮事項
- ◆事故発生時の連絡体制と応急手当

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- ◆合同部活動、拠点校の体制整備
- ◆学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境の整備

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- ◆複数校合同チームの大会参加等の在り方を検討
- ◆各学校の運動部が参加する大会の精査



学校の取組み

- ◆部活動の在り方に関する方針を策定
- ・部活動運営委員会(仮称)の設置
- ・活動方針及び活動計画等を学校のHPへ掲載する等
- ・運動部活動顧問は活動計画等を定期的に校長に提出する等

生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の構築

17

- ▼少子化による部員不足
 - ▼専門的な指導者から指導を受けられない
 - ▼学習との両立が困難
- 等々



- ▶合同部活動、拠点校の体制整備
- ▶学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境の整備



推進してきたが、大きくは進んでいない現状

学校における部活動の課題の大まかな まとめ（R3実態調査より）

18

- ▶ 学校単独でチームが組めない
- ▶ 専門的な指導者が不足
- ▶ 多くの教員にとって部活動が負担

2. 実践研究校の現状・ 成果・課題について



学校における働き方改革に関する総合的な方策について (答申) 【抜粋】 (平成31年1月25日中央教育審議会)

第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

20

- これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方を右の表のとおり整理。
- 業務の明確化・適正化は、社会に対して学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務を削減したりするものではなく、社会との連携を重視・強化するもの。
学校として何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にし、地域や保護者に伝え、理解を得ることが求められる。

| 基本的には学校以外が担うべき業務 | 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務 | 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務 |
|---|---|---|
| ①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。 | ⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等) ⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等) ⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等) ⑧部活動(部活動指導員等) ※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。 | ⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等) |

学校における働き方改革に関する総合的な方策について (答申)【抜粋】(平成31年1月25日中央教育審議会)

【学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務】

21

部活動について

- ▶ 教師の勤務負担の軽減や生徒への指導の充実の観点から、**部活動指導員や外部人材を積極的に参画させることが重要**である。
- ▶ 教育委員会及び学校は、**部活動ガイドラインで示された活動時間等の基準の遵守**が求められる。
- ▶ 学校の部活動が参加する大会等の見直しの要請を推進する。
- ▶ **複数の学校による合同部活動**や、**総合型地域スポーツクラブ等の地域のスポーツ・文化団体、社会教育施設等との連携等を積極的に進め**、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組みにし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。

部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた**人間形成の機会**や、**多様な生徒が活躍できる場**である。
- ✓ 一方、これまで部活動は**教師による献身的な勤務**の下で成り立ってきたが、休日を含め、**長時間勤務の要因**であることや、**指導経験のない教師にとって多大な負担**であるとともに、**生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合**が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「**部活動を学校単位から地域単位の取組とする**」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ **部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築**
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き**休日に指導を行うことができる仕組み**を構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、**休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境**を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- **休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保**
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- **保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援**
- **拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開**

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との**合同部活動の推進**
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる**I C T活用の推進**
- 主に**地方大会の在り方の整理**（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

I. 休日の部活動の段階的な地域移行 (学校と地域が協働・融合したスポーツ環境の整備)

令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、様々な課題に総合的に取り組むために、**全国各地の拠点校(地域)**において**実践研究を実施し、研究成果を普及**することで、休日の地域部活動の全国展開につなげる。

拠点校(地域)における実践



成果の検証・普及

◆実現方策の検討

⇒ 成果や課題について評価・分析を行い、関係者とともに解決方策や地域の実情に応じた地域移行の進め方を検討

◆地域移行説明会の実施

⇒ 拠点校における優れた取組や成果を域内に展開し、全市町村において取組を促進

情報発信

◆シンポジウムの開催

⇒ 全国における多様な好事例を情報発信し、部活動改革の実現に向けた取組を加速化

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域での合同部活動によるスポーツ活動機会の充実に向けた実践研究を実施する。
- スポーツ医科学の知見に基づいた科学的なトレーニングの導入や効率的な部活動の管理・運営の推進など、ICTを活用しつつ、短時間で効果的な活動の推進に向けた実践研究を実施する。

III. 生徒にとって望ましい大会の推進

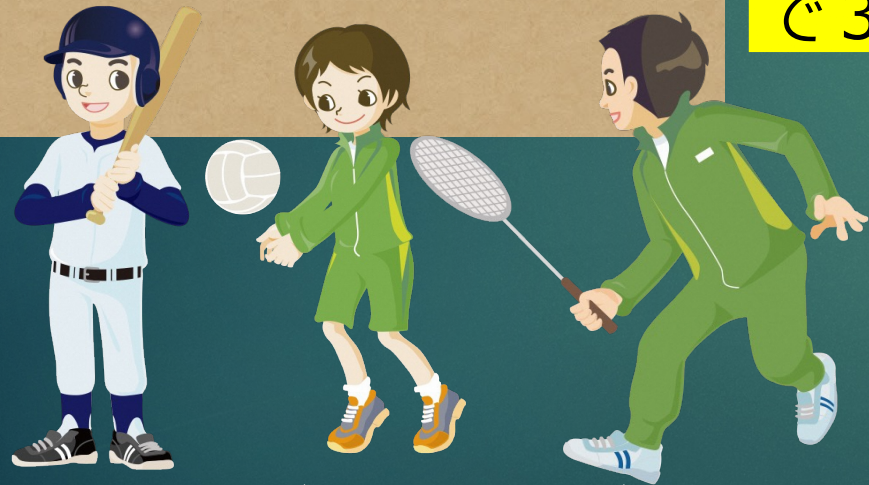
- 大会の在り方の見直しに向けて、調査・実践研究を実施する。
 - 地方大会の実態を踏まえ、参加大会数の設定や参加大会の精選の考え方・手法等について明らかにする。
 - 令和5年度以降を見据え、学校単位に限らず、生徒の多様なニーズに対応できる大会形式やレギュレーション等の在り方を検討し、先導的なモデルを創出する。

生徒にとって望ましい持続可能な運動部活動と学校の働き方改革の両立を実現

鮭川中学校の研究 (休日の部活動の地域移行)



休日の部活動は友遊クラブ
で3部まとめて実施



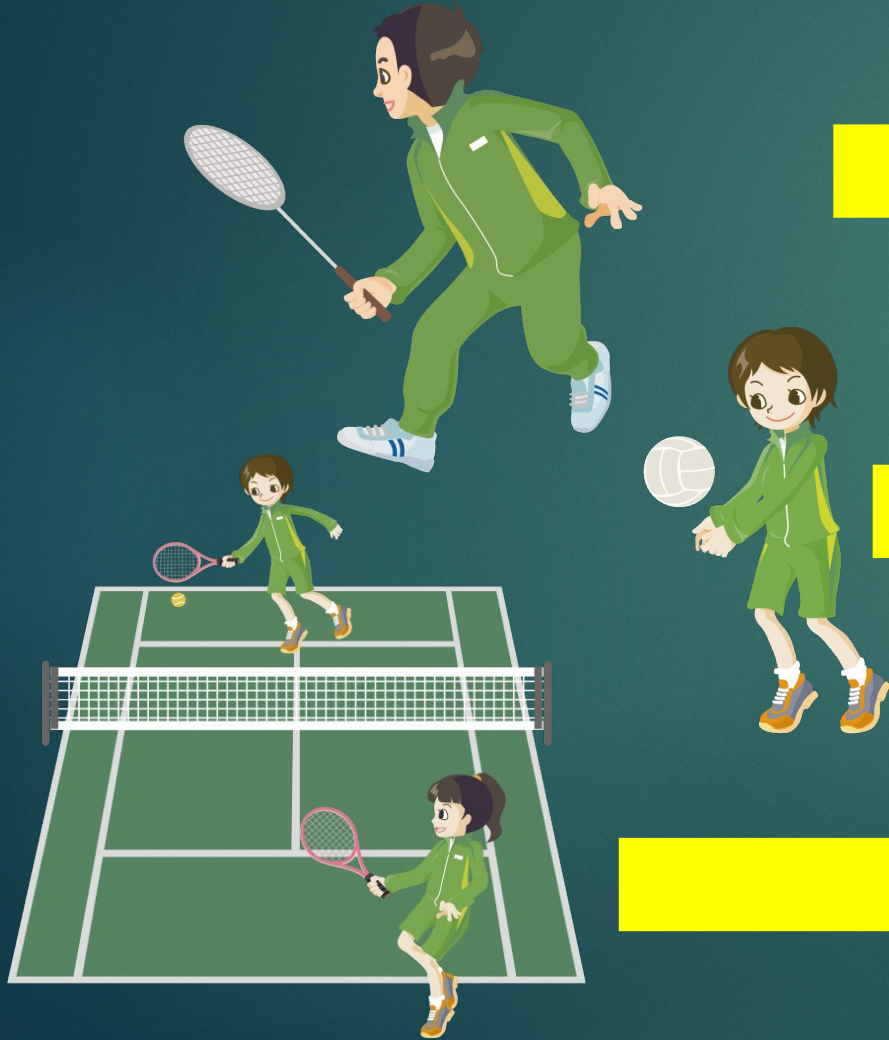
野球部 バレー部 バドミントン部

さけがわ
友遊C'love
(総合型クラブ)



野球 バレー バド

山形市立第六中学校の研究 (休日の部活動の地域移行)



休日の活動は
それぞれの団体で実施

バドミントンクラブ
(単一クラブ)

バレークラブ
(単一クラブ)

テニスクラブ
(単一クラブ)

外部指導者を中心に新規立ち上げ

顧問について

- ▶ 平日は顧問が部活動の指導（外部指導者による補完もあり）を行う
- ▶ 休日の指導はクラブ等にお任せし、指導は行わない
- ▶ 大会への引率は、学校単位で出場の際は顧問が引率、クラブで出場可能な場合はクラブが引率する
- ▶ 休日も指導を行いたい教員は「兼職兼業届」を提出し、クラブ指導者として指導を行う。

休日の部活動の地域移行に関する研究★

27

クラブ及びクラブ指導者について

- ▶ R3,4については、指導者及び事務処理者への謝金・旅費を県教委（国）から支払う
- ▶ クラブ活動と部活動とを合わせた活動日、休養日、活動時間の設定を行う（部活動方針に則る）
- ▶ クラブで指導を行ったことによる成果と課題を報告
- ▶ 顧問と常に連携し指導方針の調整を図る
- ▶ 活動場所については学校や市町教委と調整を図る

休日の部活動の地域移行に関する研究★

28

生徒について

- ▶ 休日のクラブ活動に参加する場合は、クラブ会員となる必要があり、クラブで定める会費納入が発生する
→ 保護者は、クラブの目的や経営方針、保険加入、指導者への謝金等の発生(R3,4は国が負担)等の理解が必要
- ▶ 休日のクラブ活動に参加せず、平日の部活動のみ活動する、という選択も可能

休日の部活動の地域移行に関する研究

29

事故発生時の対応について

- ▶ クラブ活動中は学校管理下ではないため、クラブが責任を負い、クラブで加入している保険を適用する
- ▶ 学校管理下ではないが、事故発生時は顧問・教頭(学校で設定)に連絡する必要がある

万が一の危機管理が大変重要であることから、学校としては規約等が整っているしっかりした組織に受け皿となってほしい思いがあります

▶ 地域スポーツ活動に対する満足度

- 山形六中：生徒（66.7%） 保護者（83.3%）
- 鮭川中：生徒（85.4%） 保護者（77.8%）

▶ 時間外勤務における部活動指導時間

- 山形六中：1,214分（6月） → 500分（1月）
- 鮭川中：1,220分（6月） → 688分（11月）

▶ 顧問教員の休日部活動参加体制

- 顧問の土曜（日曜）の部活動従事がなくなった

▶ 持続可能なクラブ運営体制

- ・ 指導者の確保
- ・ 受益者負担も含めたクラブの維持管理

▶ 部活動改革(事業)についての理解(周知)不足

- ・ 従来の部活動体制意識からの脱却
- ・ 部活動改革について理解促進

▶ 学校・市町村教委・クラブの連携

- ・ 施設利用の調整
- ・ 体制への支援（施設利用減免、スクールバス等）

今後の休日の運動部活動移行について★

32

▶ 休日の運動部活動が段階的に地域に移行していく

- 休日は部活動ではなく地域スポーツの活動に移行
- 平日は部活動でもクラブでの活動でも可能
- クラブ活動は単一校の活動とは限らない

▶ 地域スポーツクラブ活動には経費が発生する

- 指導者謝金、施設利用費、傷害保険、等
- 基本的には受益者負担となる

▶ 学校の顧問はクラブ活動には原則関わらない

- 指導はクラブ指導者が担う
- 学校の顧問とクラブ指導者が指導についての連携を行う

休日の部活動の地域移行パターン例

総合型地域スポーツクラブへの移行

例 1 : 既存の総合型クラブで既存の教室に部員が加入する(複数校の加入も想定)

例 2 : 既存の総合型クラブに部活動補完用の新しい教室を増設する(複数校の加入も想定)

例 3 : 学校の部活動を補完する複数クラブで総合型クラブを立ち上げる

休日の部活動の地域移行パターン例

スポーツ少年団への移行

例 1 : 既存のスポーツ少年団に部員が加入する(複数校の加入も想定)

例 2 : 学校の部活動を補完するスポーツ少年団を新たに立ち上げる(複数校合同も想定)

休日の部活動の地域移行パターン例 民間クラブ・単一クラブへの移行

例 1 : 既存の民間クラブ・単一スポーツクラブに部員が加入する(複数校の加入も想定)

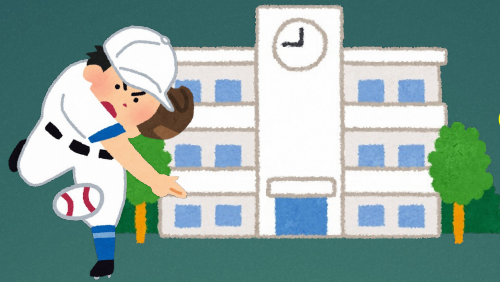
例 2 : 学校の部活動を補完する単一クラブを新たに立ち上げる(複数校合同も想定)

天童市内中学校の研究（合同部活動の推進）

36

平日

休日



専門的指導者の共通メ
ニューによる練習
または
リモートによる指導
それぞれの顧問が指導

一か所に集合した全体練習
を専門的指導者が直接指導
顧問は1人が輪番制で指導

顧問について

- ▶ 平日は専門的な指導者考案のメニュー表またはリモートによる指導に基づきそれぞれの学校で指導
- ▶ 休日は一か所に集まるため、輪番制で指導に携わる
- ▶ 中体連大会への引率は、学校単独で出場の際は顧問が引率、合同チームで出場の場合は輪番制で引率する

合同部活動の推進に関する研究

38

外部指導者について

- ▶ 天童市野球連盟から、複数の指導者が合同部活動指導へ協力していただいている。
- ▶ 外部指導者への謝金を本事業の経費から捻出している。

合同部活動の推進に関する研究

39

生徒について

- ▶ 休日の合同部活動に参加する場合、学校とは別の活動場所への移動手段が必要となる。
- ▶ 休日の合同部活動に参加せず、平日の部活動のみ活動する、という選択も可能

合同部活動の推進に関する研究の成果

▶ 合同部活動に対する満足度

- 生徒（70.2%） 保護者（75.0%）

▶ 時間外勤務における部活動指導時間

- 1,680分（6月） → 1,128分（1月）

▶ 顧問教員の休日部活動参加体制

- 顧問の土曜（日曜）の部活動従事がなくなった

合同部活動の推進に関する研究の課題

▶ 生徒・保護者の理解

- 部員不足ではない学校においては、単独で活動したい（大会に出場したい）という思いもある

▶ 生徒の活動場所への移動手段間

▶ 業務分担の整理

- 4校顧問間の綿密な連絡調整が必要

▶ 生徒への取捨選択の指導

- 各指導者に独自の指導理論があることから、生徒に混乱が生じるため、取捨選択の必要があることを指導する

今後の合同部活動の推進について

▶ メリット・デメリットを考慮しつつ進めていく

- ・ 顧問の負担が軽減される一方で、一人しか部員がない場合でも部活動を設置して顧問を配置しなければいけないことを考慮しながら進める

▶ 合同部活動を将来的にクラブ化する可能性も

- ・ クラブ化することで、学校・顧問の負担が軽減
- ・ クラブ化することで、受益者負担が発生する

▶ 合同部活動は可能な場合すぐに始められる

- ・ 合同部活動は校長間の文書交換があれば始められる
- ・ 設置者が違う学校間の合同部活動は慎重に

3. 山形県の部活動改革の イメージについて



◆ 生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築

◆ 教員の働き方改革の推進

44

県教育委員会では、山形県の運動部活動改革による「生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築」と「教員の働き方改革の推進」の両立を目指し、改革の一環として「休日の部活動の段階的な地域移行」及び「合同部活動の推進」に関する実践研究に取り組んでおります。

部活動については、その教育的意義を踏まえながら、多様な生徒のニーズに応えるため、今後も学校教育活動の一環として継続していくものです。並行して、持続可能な運営体制を整えるため、休日は、部活動の枠にとらわれず、生徒が自由にスポーツ活動の場を選択できる環境を整備してまいります。この取り組みにより、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の推進を図ってまいります。

◆部活動の現状と課題

- 1 「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」策定(H30.12)
- 2 運動部活動における課題(R3年度山形県運動部活動実態調査より)
 - ①少子化に伴う部員数・部活動数の減少
 - ②専門的な指導者(顧問)の不足
 - ③多くの教員にとって部活動が負担



◆課題解決のための取組み

＜山形県及び市町村の取組み＞

- 1 部活動方針の遵守の徹底
- 2 顧問教員に代わって部活動の指導や引率が可能な「部活動指導員」の配置
 - ・R4年度
公立中学校94校に106人配置
県立高等学校7校に7人配置
- 3 実践研究の実施(中学校)
 - ・休日の部活動の段階的な地域移行
 - ・合同部活動の推進
- 4 部活動の適正数や体制整備等の部活動の在り方に関する改革(中・高)
- 5 地域スポーツ環境の整備
- 6 大会の在り方に関する検討

＜国の取組み＞

- 1 休日の部活動の段階的な地域移行
- 2 合同部活動の推進

◆目指す方向性

生徒が自由に地域スポーツ活動の場を選択できる

環境整備の研究を進めていきます。

※休日は、地域のスポーツ活動(学校管理下外)として活動します。

高校については、中学校の部活動改革と同様の考え方のもと、可能なところから進められるよう研究していきます。但し、部活動が学校の特色ある活動として位置づけられている場合があることに留意し、各競技団体等との連携を図るなど、部活動の在り方について研究を進めていきます。

- 1 平日は部活動方針を遵守しながら実施

平日は学校の部活動
(任意加入)



- 2 休日は段階的に地域スポーツ活動へ移行

※休日に活動を希望する生徒は、地域スポーツ活動(学校管理下外)として地域スポーツクラブ等に加入し活動します(任意加入)

【地域スポーツクラブ等の例】

総合型地域スポーツクラブ

単一種目のスポーツクラブ
(競技団体登録しているクラブや道場等)

スポーツ少年団

企業が運営するスポーツクラブ

(など)

- 3 合理的で効率的な部活動の推進

複数校合同部活動の
在り方研究

※地域の実情を踏まえ、合同部活動によるスポーツ活動機会の充実を目指します。

※学校間の調整が重要

＜問合せ先＞
教育庁スポーツ保健課
TEL.023-630-2562



地域部活動に関する情報は
こちらQ



外部指導者・部活動指導員をお
探しの方はこちらQ



部活動改革の推進に向けた取組み事項について

45

【県教育委員会が目指す取組み】

- ▶ 県内の市町村及び各クラブに対する部活動改革についての説明会の実施（R4中）
- ▶ 人材バンク「リーダーバンクやまがた」のリニューアル（R4中）
- ▶ 指導者向けに、発達段階に応じた指導方法やハラスメント防止等についての研修会開催等を通じた指導者の資質向上（R4中）
- ▶ 中高生が、部活動以外にも校外でのスポーツクラブを選択できるようなガイドブックの作成（R5以降）
- ▶ 大会数の縮減に向けた調整
- ▶ 県中体連に対し、多様な大会参加の在り方について検討依頼
- ▶ 地域移行に伴う競技力向上の在り方について各競技団体と連携

【各市町村が目指す取組み】

▶ 部活動の地域移行に向けた検討をするための組織設置

各市町村や学校、受け皿となるクラブ等の実態を踏まえて、部活動改革を進めることについて検討する組織（県の検討委員会を参考）を設置する。

▶ 各運営団体等と学校との連携を密にするための相談機関（人材）の設置

受け皿となるクラブと学校とがうまく連携できるような窓口を設置する。学校とクラブとを繋ぐコーディネーター等 例：学校施設の利用等を含めた連携等

▶ 情報の一元化

各学校の外部指導者の情報、地域のスポーツクラブ等の情報の集約。

▶ 地域スポーツ活動が円滑に推進されるための、施設使用等の支援

各市町村が管理する社会体育施設利用の減免措置やスクールバス運行等の支援の検討。

部活動改革の推進に向けた取組み事項について

47

【学校が目指す取組み】①

▶ 部活動における任意加入の推進

学習指導要領「生徒の自主的・自発的に行われる部活動は…」

→ 中学校部活動の任意加入率100%を目指す

▶ 学校の部活動数の整理

学校の規定等に基づき、顧問や担当を余裕をもって配置できるよう大胆な整理を行う。

→部活動任意加入が進めば部活動数の減少につながっていく。

▶ 部活動の複数顧問制を推進

部活動数の整理が進めば、複数顧問の配置が可能となる。

▶ 各部活動において、部員が卒業後に指導者として協力してもらえ ような育成

【学校が目指す取組み】②

- ▶ 学校や地域の実情に合わせ、部活動の地域移行に向けた準備と合同部活動の準備について、選択や融合等の検討
 - 休日の部活動の地域移行に向けた準備
 - ✓ 受け皿となり得る地域スポーツクラブがどの程度あるのかの調査
 - ✓ 受け皿となりそうなクラブがある場合は、現時点で可能な連携の在り方について、クラブと相談・検討する。
 - ✓ 受け皿となりそうなクラブ等がない場合は、各部活動に外部指導者として委嘱できる人材を調査し、可能な場合は委嘱する。
 - 合同部活動に向けた準備
 - ✓ 周辺の学校（部活動）の調査
 - ✓ 合同部活動ができそうな場合は、当該顧問と相談・検討

※高等学校においてもモデルケースとなり得る実践を研究中

部活動改革の推進に向けた取組み事項について

49

【中体連や大会主催者が目指す取組み】

▶ 多様な大会参加の在り方について検討

- 全中大会が地域スポーツクラブの参加を可能とした日本中体連の動向を参考に、県中体連においても同様の在り方を検討する。
 - ✓ 地域スポーツクラブの参加の可否の検討
 - ✓ 合同チームによる出場の整理
 - ✓ 部活動のない学校の生徒が他校の部活動に所属して出場すること等について検討
(現時点では設置者が同じであることが望ましい)
 - ✓ 部活動のない学校の生徒が、個人競技で、保護者引率のもとに出場が可能となること等について検討
 - ✓ その他、想定できる参加の状況が可能であるかを検討

▶ 多様な大会運営の在り方について検討

- 中体連主催大会以外の大会運営について、教員に役員を委嘱しなくても運営できる体制の整備を検討（委嘱する場合は兼職兼業届を提出した教員へ謝金）

部活動改革の推進に向けた取組み事項について

50

【地域スポーツクラブが目指す取組み】

▶ 組織体制の整備

- 学校から依頼があった場合に、受け入れが可能かどうかを検討する。
- 学校から依頼があった場合の指導者の確保
 - ✓ クラブ所属の指導者では対応できない場合のための確保（リーダーバンクやまがた」の活用や競技団体との連携等
 - ✓ 学校が正式に委嘱している外部指導者をクラブ指導者として登録する
 - ✓ 希望する教員をクラブ指導者として登録する
- 受け入れ体制が整っているクラブから学校への相談（持ちかけ）
- 持続可能な運営体制の整備
 - ✓ 持続可能な指導者の確保
 - ✓ 受益者負担の視点も踏まえた運営体制の整備

部活動改革の推進に向けた取組み事項について

51

【各競技団体が目指す取組み】

▶ 大会数の縮減に向けた調整

- 県教委の大会数等調査に対する協力（県レベル・地区レベル）。県教委の大会数調査結果を受けた縮減に関する案の検討、各主催者への打診及び調整会議の主催。
- 大会において、教員に役員委嘱しなくても運営できる大会運営の在り方の検討。

▶ 指導者の育成（競技の普及も兼ねる）

- 会員向けの指導者研修会や資格取得の促進を図る。
- 地域の子ども達が生徒として指導者として回帰できるシステムの構築。

▶ 競技力向上の在り方

- 拠点クラブ型方式でのジュニア強化策。
- 地域指導者のスキルアップを図るための研修会等の開催。

◆目指す方向性

生徒が自由に地域スポーツ活動の場を選択できる

環境整備の研究を進めていきます。

※休日は、地域のスポーツ活動(学校管理下外)として活動します。

高校については、中学校の部活動改革と同様の考え方のもと、可能なところから進められるよう研究していきます。但し、部活動が学校の特色ある活動として位置づけられている場合があることに留意し、各競技団体等との連携を図るなど、部活動の在り方について研究を進めていきます。

- 1 平日は部活動方針を
遵守しながら実施

平日は学校の部活動
(任意加入)

- 3 合理的で効率的な
部活動の推進

複数校合同部活動の
在り方研究

※ 地域の実情を踏まえ、合同部活動
によるスポーツ活動機会の充実を目
指します。

※ 学校間の調整が重要

- 2 休日は段階的に地域
スポーツ活動へ移行

※ 休日に活動を希望する生徒は、地
域スポーツ活動(学校管理下外)とし
て地域スポーツクラブ等に参加し活
動します(任意加入)

【地域スポーツクラブ等の例】

総合型地域スポーツクラブ

単一種目のスポーツクラブ
(競技団体登録しているクラブや道場等)

スポーツ少年団

企業が運営するスポーツクラブ

(など)

4. 今後のスケジュール について



今後のスケジュール

54

R 4 年度～

- 実践研究の継続と拡充（鶴岡市・小国町・高校）
- 運動部活動と地域等の連携の在り方に関する検討委員会の開催（年2回を予定）
- 実践研究校の成果と課題を踏まえ、検討委員会においてモデルケースを作成し、公表。
- 本県の部活動改革の取組みについて、各自治体や学校・団体等が進めていく。

R 5 年度～

- 中学校における休日の部活動を段階的に地域に移行していく。

※指導者の謝金等、国からの支援等の動向を踏まえ体制については順次情報提供する予定

- 合同部活動について可能な学校から進めていく。（R 4 からでも可能）
- 本県の部活動改革の取組みを継続して進めていく。



御清聴ありがとうございました！⁵⁵

皆様方の力で

生徒にとって望ましいスポーツ環境の
構築と教員の働き方改革の推進を！

